

(公印省略)

高齢福第430号
令和5年5月9日

各高齢者施設の管理者 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
高齢者施設等における今後の取扱い等について

平素から、本県の高齢者福祉行政推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、長期にわたり、感染対策の徹底にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、高齢者施設等における取扱い等につきましては下記のとおりとします。各施設におかれましては内容について十分御了知いただき、ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 感染対策等について

高齢者施設等における新型コロナウイルスにかかる感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染症法上の位置づけ変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することとされています。

具体的な対策等については、【参照1】「高齢者施設等における感染対策等について（令和5年4月18日付厚生労働省事務連絡）」を参照の上ご対応ください。

2 感染者発生時の報告について

感染症法上の位置づけの変更に伴い、1施設で5名以上または全利用者の1割以上発生した場合に報告をしてください。【参照2】「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（令和5年5月2日付感染第148号）」

なお、報告は以下の大分県電子申請システムよりお願いします。

【大分県電子申請システム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/kansenhokoku>



また、施設を管轄する保健所へも同様の場合に報告をお願いします。（本通知にて令和4年12月27日付高齢福第2162号による保健所への報告の取扱いについては廃止とします。）

3 その他

下記のホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する国及び当課からの関係通知や関係情報を掲載していますのでご活用ください。

【大分県 HP】 <https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/kourei-kikikanmri.html>

[介護サービス事業班]

担当 松本・松尾 TEL (097) 506-2683・2684

E-mail kourei-corona@pref.oita.jp